

インボイス制度

2023年10月から導入予定の

免税事業者を下請とする一般(本則)課税事業者にとっては、請負代金に係る消費税相当額を売上げに係る消費税額から差し引くことができないので、免税事業者との取引分の消費税の納税額が増えることになります。

ただし…インボイス制度の影響を受けない事業者も

◎インボイス制度の影響を受けるのは、「一般(本則)課税事業者」と取引する場合です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンドユーザー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。

●用語の解説

1. 一般(本則)課税事業者とは……実際に売上にかけた消費税から、実際に支払いにかかった消費税を差し引いて納税額を計算する事業者。
2. 簡易課税事業者とは……2年前(基準期間)の課税売上高が5千万円以下で、売上げに係る消費税額に対し、業種ごとに定められた一定割合(みなし仕入率)を乗じることにより、仕入税額を計算する事業者。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要となる。
3. 免税事業者とは……2年前(基準期間)の課税売上高が1千万円以下等の要件を満たす、消費税の納税義務が免除される事業者。(事業者免税点制度)

■インボイス登録かんたん判定フローチャート

※売上先が一般(本則)課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者かを確認する必要があります。

元請などの売上先に消費税の課税事業者はいますか？

はい

売上先に消費税の一般(本則)課税事業者はいますか？

はい

売上先は簡易課税事業者のみです

いいえ

いいえ

一般消費者や免税事業者のみです

インボイス発行事業者の登録が必要な場合がありますので、予め元請と交渉することが大切です。(元請との交渉にあたっては4ページをご覧ください。)

現時点ではインボイス発行事業者の登録は必要ありません。



インボイス制度とはどんなものか



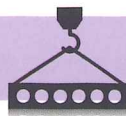
- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収証のほか、納品書やレシート等も含まれます。

Point!



請求書や領収証などの様式や取り扱いが変わります。

インボイス制度が導入されたらどうなるか



- 消費税の「仕入税額控除」※ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

売上にかかる消費税

仕入等にかかる消費税

消費税の納税額

※「仕入税額控除」…仕入れ等にかかった消費税を差し引いて消費税の納税額を計算すること。いわば消費税を算出する際の「経費」にあたるもの。

- インボイスは、**税務署に申請・登録された課税事業者**しか発行できません。

(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)

インボイスを発行する(適格請求書発行事業者になる)にはどうするか



インボイス制度のスケジュール



Point!



- 制度のスタート時からインボイス発行事業者となるには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります。
- しかしそれ以降でも、9月30日までに登録申請書を提出した場合には、10月1日に登録があったとみなされます(登録番号の通知が10月1日以降であっても、さかのぼって請求書等に登録番号を追記することができます)。

インボイス発行事業者は「簡易課税事業者」となることを選択できます

- 免税事業者が「インボイス発行事業者」になると消費税の納税義務が生じ、帳簿もこれまで以上に詳しく付ける必要があります。
- しかし、「簡易課税事業者」を選べば、売上を区分(材料支給の有・無)しておけば、消費税の申告書が作成でき、事務的な手間が軽減されます(課税売上高5千万円以下の事業者のみ)。
- 簡易課税事業者となるには「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。
- 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス登録を受ければ、登録を受けた日(登録日)からインボイス発行事業者になる経過措置があります。本来「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出するには課税期間が始まる前に提出する必要がありますが、登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、事前に提出したものとみなされます。

※一般(本則)課税と簡易課税のどちらが有利かは事業の状況により異なります。簡易課税制度の詳細は国税庁のHPなどでご確認ください。

※2023年税制改正(案)で新たな措置も予定されています。4ページの「①小規模事業者に対する負担軽減策」も併せてご覧ください。

インボイス(適格請求書等)のイメージ

請求書のイメージ

請 求 書

2023年10月〇日

●●建設株式会社 御中

ご請求額 金 **660,000** 円

品 目	単価 (円)	数量	金額 (円)
洗浄便座●●製 型番●●	200,000	2	400,000
既存便座撤去、洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台●●製 型番●●	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去、洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計 (税率 10% 対象)			600,000
消費税			60,000
合 計			660,000

振込先 ●●銀行●●支店

普通口座 0123456

カ)△△△△コウムテン

株式会社 △△△△工務店

登録番号 T1234567890123

- 税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込) および適用税率(10%)
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 登録番号(T+13桁の数字) = 税務署へ登録申請して取得

※建設業には、軽減税率適用の取引がないので、軽減税率の対象であることを示す「税率8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。

領収証のイメージ

領 収 証 No. _____	
○ 川 △ 男 様	
¥ 33,000 円	
但 消耗品代金として ●年●月●日 上記正に領収いたしました	
<金額(税抜・税込)>	
8% 0円	
10% 33,000円	
<消費税額等>	
8% 0円	
10% 3,000円	
東京都〇〇区△△△6-7-15 ホームセンター〇〇株式会社	
登録番号 T1234567890123	

但書きは、
・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要
(「お品代として」は不可)
・また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可

登録番号の記載

※不特定多数の者に対して販売を行う小売業等に係る取引については、宛先等を省略した適格簡易請求書を交付することができます。

◆インボイス制度への登録は強制ではありません◆

◆事前の十分な検討と対策をとることが必要です◆

- 「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん強制ではありません。登録をしなくても、事業を続けることは可能です。しかし、影響を最小限にするためには制度を正しく理解し適切に対応していくことが重要です。
- 皆さんご自身の仕事において、インボイス制度への対応が必要かどうか、取引先との関係も含め、十分に検討して下さい。

元請との交渉が大切

- インボイス登録は「取引条件」のひとつです。価格交渉なしで登録すれば、自分の収入が減る可能性があります。
- 登録する場合、新たに消費税の納税(3年時限措置を適用すると収入の約1.8%)が発生するため、下記の年間消費税納税額も踏まえ、元請と価格交渉をすることが重要です。
- 元請との交渉で「課税業者にならないから、一方的に請負金額を引き下げる、取引から排除する」「課税事業者になっても、価格交渉に応じないで、価格を据え置く」は、建設業法や独占禁止法に触れるおそれがあります。不適切な交渉は、国土交通省の駆け込みホットライン(建設業法)や中小企業庁の下請かけこみ寺(独占禁止法等)で通報を受け付けています。

経過措置を頭に入れる

- 一般(本則)課税事業者は、取引先からの請求書がインボイスでない場合、仕入税額控除ができなくなりますが、制度開始当初は80%の控除が認められますので、仮に元請が制度開始以前と利益を同額にしようとする場合も、取引額の10%を値引く必要はありません。



簡易課税事業者になったら

- 免税事業者が簡易課税事業者となった場合、以下のような消費税を納める必要があります。

※第3種…材工共で請け負っている人		※第4種…手間請の人(材料は元請等から支給されている人)		
事業収入(年間・税込)		330万円	660万円	990万円
年間消費税納税額	第3種(7割控除)	90,000円	180,000円	270,000円
	第4種(6割控除)	120,000円	240,000円	360,000円
	3年時限措置(3種・4種とも8割控除)	60,000円	120,000円	180,000円

⑨ 2023年税制改正(案)で、上記の3年時限措置などが新たに追加されます。

① 小規模事業者に対する負担軽減策

免税事業者がインボイス発行を機に課税事業者になった場合、3年時限措置として納税額を、売上税額の2割に軽減する措置が講じられます。これにより、売上額を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、(第3種・第4種といった)売上額を業種ごとに区分する必要もなく、簡易課税に比しても事務負担が大幅に軽減されることになります。

② 中小事業者等に対する事務負担の軽減策

課税売上高が1億円以下の事業者はインボイス制度導入後6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除が認められます。